○貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(許可を要しない役務取引等) (計る地域において提供することを目的とする取引にあっては、次の投術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は次に掲げるが告示で定めるとき。 (おの技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引にあっては、方産業大臣が告示で定めるとき。 (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役務取引を分に掲げる技術を同項の下欄に掲げる貨物の人をの財務、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。 (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役務取引を分に利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。) (許可を要しない役務取引等) (許可を要しない役所が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の人をのよりに対して経済産業大臣が指定する核兵器等の上のであるが表に対して経済産業大臣が指定する核兵器等の上のであるが表に関係が表に対して経済産業大臣が指定する取引に掲げる貨物の人を対して経済産業大臣が指定する取引に掲げる貨物の人を対して経済産業大臣が指定する核兵器等の上のでは対して経済産業大臣が指定する核兵器が表に対して経済産業大臣が指定する核兵器等の上のであるとして経済産業大臣が指定する核兵器が表に利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣が指定する核兵器等に対しないでは対しないでは、対しないがでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないがでは、対しないでは、対しないが、対	改正案	
(許可を要しない役務取引等) 第九条 令第十七条第四項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号の一に該当する取引とする。 (新設)	現行	

の地域において提供することを目的とする取引にあっては、イげるいずれの場合にも (輸出令別表第三の二に掲げる地域以外術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は次に掲地域において提供することを目的とする取引であって、当該技」 令別表の一六の項 (二) に掲げる技術を同項の下欄に掲げる

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ及びロのいずれの場合にも) 該当しないもの る場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。 が

その技 発、 製造又は使用のために利用されるおそれがある場合と 術が 輸出令別表第 0) の項 掲げる貨物の

して経済産業大臣が告示で定めるとき。

とき。 して経済産 発、 その技術が輸出令別表第 製造又は使用のために利用されるおそれがあるものと 屋業大臣 から 許 可の申請をす 0) の項の ・中欄に き旨の 通 掲げる貨物の 知を受け

五~九

プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当す

る。)にあっては、第三号の二のイ、ロ及び二のいずれかに地域以外の地域において提供する取引(販売されるものに限 めるものを除く。)であって、次の(一)及び(二)に該当令別表中欄に掲げるプログラム(経済産業大臣が告示で定 するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げる 出 令 別表第三の二に掲げる地域に おい て提供する取引

> 兀 るいずれの場合にも該当しないものに係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は次に掲げ域において提供することを目的とする取引であって、当該技術」。今別表の一六の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地

(略)

新

十 五 〜 プ 九 るもの プログラムを提供する取引であって、 次の いず h かに該当 す

地域以外の地域において提供する取引(販売されるものに するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げるめるものを除く。)であって、次の(一)及び(二)に該当今別表中欄に掲げるプログラム(経済産業大臣が告示で定 であって 第四号イ又は口に該当するものを除く。

販売されるもの ニまでのいずれかに) に限る。) 該当するものを除く。 にあっては、 第三号 の 二 の イか

あっては、第三号の二のイからニまでのいずれかに)該当する地域において提供する取引(販売されるものに限る。)にあって、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)って、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)った、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)った、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)のり表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムであ るものを除く。

·二 (略)

口 は口に該当するものを除く。 であって、第四号イ又する取引(販売されるものに限る。)であって、第四号イ又だし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域において提供から(三)までのすべてに該当するものを提供する取引。たって、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)って、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)(一)・(二) (略)